

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
1月17日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出(厚政課)……………一

救急病院の認定(医療政策課)……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普
通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………二

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………二

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

道路の供用の開始(道路整備課)……………四

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課)……………四

山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催(環境政策課)……………四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五

山口県告示第七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。



令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
岩国市通津字南白崎三九一五の一の一部及び四〇〇一の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 医療機関の名称及び所在地

名称	所在地	名称	所在地
変更後	宇部市大字妻崎開作八 クリニック 三の一	変更前	医療法人社団の むら大腸肛門ク リニック 三の一

二 変更年月日
令和六年十一月一日

一 医療機関の名称及び所在地

名称	所在地	名称	所在地
変更後	宇部市昭和町四丁目一 石川おとなど も歯科・矯正歯 科	変更前	石川歯科医院 宇部市昭和町四丁目一 番一七号

二 変更年月日
令和六年十一月二十七日

山口県告示第九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

医療法人長府病院 下関市長府中之町二番四号 令和一〇、二、三

山口県告示第十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区 住 居 発 起 所 氏 名 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

和木加入区 玖珂郡和木町和木五丁目九番三―四 南波 修一 和木漁業協同組合

〇二号 〇二号 二丁目二―五番二 田口 勝

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

和木加入区 令和七年一月十七日から同月三十一日まで 和木漁業協同組合

山口県告示第十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（令和二年山口県告示第四百三十九号）に係る指定漁船を普通損害保険に

付すべき義務は、令和六年十二月十七日限り消滅した。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

柳井加入区

山口県告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

岩国二丁目駐車場整備事業

三 起業地

（一） 収用の部分

岩国市岩国二丁目地内

（二） 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

（一） 法第二十条第一号関係

岩国二丁目駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第一号に掲げる路外駐車場に関するものである。

（二） 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

（三） 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して観光客及び地域住民の利便性を確保することにより、起業地及びその周辺地域の観光の振興が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施

設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を整備して観光客及び地域住民の利便性を確保することに より、起業地及びその周辺地域の観光の振興を図るために早急に実施されるべき 事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ ると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があ るものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市産業振興部観光振興課

山口県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい て一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 下関美祢線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
-----	-----	-----------------	--------------	-----

美祢市大嶺町東分字東洪倉二八一七の一地先から同市大嶺町東分字山下二九二四の五の地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	

道路の種類 県道
路線名 山陽豊田線
道路の区域

美祢市西厚保町本郷字大下一七四九の一地先から同市西厚保町本郷字森脇一七二七の一地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	五三・五	

道路の種類 県道
路線名 三田尻港徳地線
道路の区域

防府市天神一丁目一三九九の一地先

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 二一七・七	最狭 二四・二	二一七・七	三五・四	
最狭 二一七・七	最狭 二四・二	二一七・七	三五・四	
最狭 二一七・七	最狭 二四・二	二一七・七	三五・四	

道路の種類 県道
路線名 奥万倉山陽線
道路の区域

美祢市西厚保町本郷字森脇一七二七の一地先から

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	二二・五	県道山陽豊田線の道路の区域(重用)
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	二二・五	
最狭 一一〇・五	最狭 二七・四	一一〇・五	二二・五	

同市西厚保町本郷字大下一七四九の
一地先まで

新

最狭
一三〇・五
最広
一三・九

二一・五

県道山陽豊田線
の道路の区域
(重用)

山口県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下関美祢線	美祢市大嶺町東分字東洪倉二八一七の一地先から 同市大嶺町東分字山下二九二四の一地先まで	令和七年一月十八日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山陽豊田線	美祢市西厚保町本郷字大下一七四九の一地先から 同市西厚保町本郷字森脇一七二七の一地先まで	令和七年一月十八日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 奥万倉山陽線	美祢市西厚保町本郷字森脇一七二七の一地先から 同市西厚保町本郷字大下一七四九の一地先まで	令和七年一月十八日



(一三) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成三十一年四月一日から 令和五年十一月二十九日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	彦島追町四丁目及び彦島追 町三丁目の各一部

二 認証年月日

令和七年一月十七日

(一四) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第四十三条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開催の日時及び場所並びに傍聴人の収容人員
日 時 令和七年二月十九日（水曜日）午後二時
場 所 下関市立彦島公民館
収容人員 三十人程度
- 二 都市計画決定権者の名称
山口県知事 村岡 嗣政
北九州市長 武内 和久
- 三 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
名称 一・四・二下関北九州道路

種類 一・四・四四一〇号下関北九州道路
 道路の新設
 規模 車線の数 四
 長さ 約八キロメートル

四 対象事業実施区域
 下関市及び北九州市

五 公述の申出の手續
 (一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和七年二月三日(月曜日)までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇) 山口県環境生活部環境政策課に提出してください。
 (二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。
 (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

六 その他
 (一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。
 (二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三―九三三―二九三三)にしてください。

(二五) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称
 熊毛郡田布施町大字波野字寺家田
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市南町六丁目一四番三号
 株式会社仲合

一 開発区域に含まれる地域の名称
 熊毛郡田布施町大字下田布施字為貞
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡田布施町大字下田布施九八五番地の七
 株式会社ピアレックス

令和七年一月十七日
発行

発行人

山口県知事